(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別冊の 図面、仕様書、事業説明書及び事業説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国 の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。) を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の履行期間(以下「履行期間」という。)内に完了し、契約の目的物(以下「成果物」という。)を発注者に引き渡すものとし、 発注者は、その業務委託料(単価契約にあっては履行完了した実績数量に応じた代金。以下同じ。) を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、業務に関する指示を受注者又は受注者の業務 主任技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の業務主任技術者は、 当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この約款若しくは設計図書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者 と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任におい て定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めが ある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものする。
- 8 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約が長期継続契約であるときは、発注者は、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳入歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。
- 11 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等)

第1条の2 前条の設計図書に明示されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては、受注者は、監督員の指示に従うものとする。

(業務主任技術者)

第2条 受注者は、業務履行について技術上の管理をつかさどる業務主任技術者を定め、発注者に通知するものとする。

(業務工程表)

第3条 受注者は、契約締結後7日以内に業務工程表を作成し、発注者に提出してその承諾を受けな

ければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を 第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(業務の調査等)

第6条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第7条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる ものとする。この場合において、業務委託料又は履行期限を変更する必要があるときは、発注者と 受注者とが協議してこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において,受注者に損害を及ぼしたときは,発注者は必要な経費を負担しなければな らない。

(履行期限の延長)

- 第8条 受注者は、その責に帰することができない事由により履行期限までに業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期限を延長しなければならない。発注者は、その履行期限の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(検査及び引渡し)

- 第9条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から10日以内に成果物の確認のため検査を行わなければならない。
- 3 受注者は,前項の検査に不合格となり補正を命じられたときは,遅滞なく当該補正を行い再検査 を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。
- 5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果物を発注者に引き渡すものとする。

(契約不適合責任)

- 第10条 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行 の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。 ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求す ることができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3)成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4)前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

- 第11条 発注者は、引き渡された成果物に関し、第9条第5項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は,具体的な契約不適合の内容,請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠 を示して,受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたと

きは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の 消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容,発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは,発注者は当該契約不適合を理由として,請求等をすることができない。ただし,受注者がその記載内容,指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは,この限りでない。

(委託料の支払)

- 第12条 受注者は、第9条第2項又は第3項の規定による検査又は再検査の合格の通知を受けた ときは、発注者の指示する手続きに従って業務委託料の支払を請求するものとする。なお、請求金 額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てるものとする。
- 2 発注者は、前項の請求書を受理したときは、その日から30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(前金払)

- 第12条の2 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)と、契約書記載の履行期限を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証書を発注者に寄託して、業務委託料の10分の3以内の前払金(1万円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。)の支払いを発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は,第1項の規定による請求があったときは,請求を受けた日から14日以内に前払金を 支払わなければならない。
- 4 受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の10分の 3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求するこ とができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委 託料の10分の4を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から30日以内に、その

超過額を返還しなければならない。

- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率(以下「財務大臣が決定する率」という。)を乗じて計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを請求することができる。

(保証契約の変更)

- 第12条の3 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。
- 2 受注者は、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証 書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は,第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて,電磁的方法であって,当該 保証契約の相手方たる保証事業会社が定め,発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合 において,受注者は,当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3-4 受注者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

(前払金の使用等)

第12条の4 受注者は、前払金を、土木建築に関する工事の設計又は調査においては、当該設計又は調査の材料費、労務費、外注費、機械購入費(当該業務において償却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として、また土地の測量、地図の調製、測量用写真の撮影及び土木建築に関する工事の測量においては、当該測量の材料費、労務費、外注費、機械器具の賃借料、機械購入費(当該測量において償却される割合に相当する額に限る。)動力費、交通通信費、支払運賃、修繕費及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第12条の5 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

 年度
 円

 年度
 円

 年度
 円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)

- 第12条の6 債務負担行為に係る契約の前金払については、第12条の2中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、同条及び第12条の3中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。
- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第12条の2第1項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。
- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に 定められているときには、同項の規定により準用される第12条の2第1項の規定にかかわらず、 受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分(円以内)を 含めて前払金の支払いを請求することができる。
- 4 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予 定額に達しないときには、同項の規定により準用される第12条の2第1項の規定にかかわらず、 受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払 金の支払いを請求することができない。
- 5 第1項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予 定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長する ものとする。この場合においては、第12条の3第3項の規定を準用する。

(前払金の不払に対する受注者の業務中止)

- 第12条の7 受注者は、発注者が第12条の2において準用される第12条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第13条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のため必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責に帰する事由による場合においては、この限りでない。

(履行遅滞における違約金)

- 第14条 発注者は、受注者の責に帰する事由により履行期限までに業務を完了することができない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、違約金を付して履行期限を延長することができる。
- 2 前項の違約金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ契約日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。
- 3 発注者の責に帰する事由により、第12条第2項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(当該額に100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の任意解除権)

- 第15条 発注者は、業務が完了するまでの間は、次条又は第15条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

- 第15条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その 期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である ときは、この限りでない。
- (1) 正当な理由なく,委託業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2)履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第10条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第15条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約に関して、公正取引委員会が、受注者(受注者が協同組合又は共同企業体(以下「協

同組合等」という。)である場合については、その代表者又は構成員。次号及び第 11 号において同じ。)に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 2 2 年法律第 5 4 号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき。

- (2) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 第4条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
- (4) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (5) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する 意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することがで きないとき。
- (7) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を 経過したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (10) 第16条又は第16条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を,受注者が法人である場合にはその役員,その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この条において同じ。)が,暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 役員等が,自己,自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって,暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる とき。
 - ホ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイから二までのいずれかに該当すること を知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - へ 受注者が、イから二までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(ホに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、 受注者がこれに従わなかったとき。

2 第1項第9号及び第11号イから二までのいずれかに該当するおそれがあると認めるときは、受注者は、発注者が受注者の役員等の個人情報について、千葉県警察本部等に対して情報提供又は照会することに関して同意するものとする。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第15条の4 第15条の2又は前条に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約が解除された場合等の違約金)

- 第15条の5 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の10分の1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、検査に合格した指定部分及び検査に合格した既済部分があるときは、これに相応する業務委託料相当額を違約金の算定に当たり業務委託料から控除する。
 - (1) 第15条の2又は第15条の3の規定により、この契約が解除された場合
- (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務 について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1)受注者について破産手続開始の決定があった場合において,破産法(平成16年法律第75号) の規定により選任された破産管財人
- (2)受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3)受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第2 25号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(第15条の3第1号,第2号,第9号及び第11号の規定により,この契約が解除された場合を除く。)において,契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは,発注者は,当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

(受注者の催告による解除権)

第16条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第16条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第7条の規定により業務の内容を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第7条の規定による業務の中止の期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月

を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条の3 第16条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであると きは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

- 第17条 受注者は、第15条の3第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、業務委託料の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者が契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合、その他発注者が認める場合はこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず,発注者は,発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額 を超える場合においては,受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯 して発注者に支払わなければならない。受注者がすでに協同組合等を解散しているときは、代表者 であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(解除の効果)

- 第18条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。
- 2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を 完了した部分(以下「既履行部分」という。)の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履 行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、 発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」とい う。)を受注者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

(解除に伴う措置)

- 第18条の2 この契約が解除された場合において、第12条の2(第12条の6において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、受注者は、第15条の2、第15条の3又は第15条の5第2項による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還までの日数に応じ財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、第15条、第16条、第16条の2の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引

渡しが行われる場合において、第12条の2の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第15条の2、第15条の3又は第15条の5第2項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ財務大臣が決定する率で計算した額の利息を付した額を、第15条、第16条、第16条の2の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第19条 受注者は、契約の履行に当たり、暴力団等(暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力 団員等と密接な関係を有する者をいう。)から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為 (以下「不当介入」という。)を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を直ちに発注者に報告 するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除等を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(関係諸規定の遵守)

第21条 受注者は、この契約約款に定めるもののほか、館山市の定める関係諸規定に従わなければならない。

(補則)

第22条 この契約に記載してない事項又は疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(2025.10.1 改正 委託)